

令和3年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

令和3年3月3日(水曜日)

議事日程 第2号

令和3年3月3日(水曜日) 午前9時開議

日程第 1 一般質問

- ◇ 鈴木美香 君 1. 令和2年度第3次補正予算新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金について
2. 黄砂飛来時における学校等の対応
3. B R、S D G s を中心とした E S D 活動は
 - ◇ 高橋久美子君 1. デジタル行政の推進
2. 観光のアフターコロナを見据えた施策
3. 役場業務における防犯対策の強化
 - ◇ 中島信義 君 1. 公共事業の入札の流れを問う
2. 認可外保育施設の現状と支援策等
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	中島修一君	町民福祉課長	松井田順一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

開 会

議長（山田庄一君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。
議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

通告順序2 3番 鈴木美香 1. 令和2年度第3次補正予算、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
2. 黄砂飛来時における学校等の対応
3. B R、S D G s を中心としたE S D活動は

議長（山田庄一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、4名の議員より通告がありました。

昨日1名の方の質問が終了しておりますので、本日、3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、3番鈴木美香君の質問を許可いたします。

鈴木美香君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） おはようございます。

令和3年3月3日、3番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

なお、今回の質問の内容によっては過去に同僚議員が質問した内容があることや、大事なことの確認で重複する内容になってしまうこともあるかもしれませんが、ご了承ください。

令和2年という年は、新型コロナウイルス感染症で始まり、そして終わろうとしています。お一人お一人の行動が自分を、家族を守り、社会を、そして国を守っていくということは改めて大事なことで気づくことができました。

そのような中で、我がみなかみ町は観光の町としても県内外から多くのお客様を受け入れておりながら、関係各位のご尽力で集団感染の発生がありませんでした。非常事態宣言

解除の動きの中、ワクチンの効果に期待しながら、今後とも気を緩めることなく感染症対策をしていただきたいわけですが、それには行動に伴い経費がかかります。令和2年度の新型コロナウイルス感染症関連の国の予算に地方創生臨時交付金というものがあり、第1次補正予算では1兆円、第2次補正予算で2兆円、そして第3次、今回です、第3次補正予算では1兆5,000億円が成立したわけですが、2月、群馬県に交付限度が提示されました。新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため創設された交付金です。

そこでお伺いします。

この第3次補正予算の地方創生臨時交付金のみなかみ町への配分額と内訳を教えてください。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 鈴木美香議員の一般質問にお答えいたします。

国の第3次補正予算の地方創生臨時交付金のみなかみ町のこれからどういうふうに使っていくのかという質問なんだと思うんですけども、令和2年度、国の第3次補正による地方創生臨時交付金の交付額は、2月の下旬に国から通知がありました。金額は1億6,994万円でありました。現在、それらの財源を有効に活用して、何が町民の生活や経済活動に有益か事業計画を取りまとめているところでございます。新年度のなるべく早い時期に補正予算の成立を目指していきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 約1億7,000万、これは群馬県内の市を除いた23町村内で一番多い金額になります。ちなみに、次が中之条、続いて片品となっております。内閣府では、新しい生活様式の実現等に向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域で取り組むことが期待される政策分野を地域未来構想20として推進しております。その政策資料としての一つに誘導型の商品券、旅行券というのがあります。群馬県でも愛郷ぐんまプロジェクトなどがありましたが、地域消費型の商品券に対する町長のお考えをお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町においても、以前コロナ対策の一環として商品券を町民の皆さんにお配りして経済活動に使っていただいたという経緯もございます。今回の第3次の交付金については、2度の緊急事態宣言が発出されまして、観光業をはじめとする産業が大きな被害を受けています。また、町民の生活面においても行動の抑制や経済面で大変厳しい状況にあります。これらを踏まえて、地域の実情に合わせた必要な事業に活用したいというふうに考えております。現在、検討中ということでございます。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） みなかみ町においては、5月に新型コロナウイルス対策特別商品券を町民1

人につき1万円、12月にはエールみなかみ商品券、5,000円で8,000円の商品券との交換ができるもの、そして先月までみなかみハートペイのプレミアムチャージキャンペーンが行われました。その折々で5,000円というお金が出せなかったり、電子決済の壁といった課題もあったかと思えます。現在、町の人口は2月1日時点で1万8,260人、1人1万とは申しませんが、先ほども申したとおり5,000円の商品券が買えない、また春の自粛のときより今が厳しいといった町民の声もある中、あえて私は業種を限定せずに町民が一律で享受できるものとして、さらなる地域券発行で経済の町内循環を望みますが、ご意見をお願いいたします。

また、12月の定例会の一般質問で牧田議員も申し上げておりましたが、みなかみハートペイのチャージシステム機器の設置場所の増設なども併せてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 2度のコロナ対策の中で、町としていろんな施策をやってきましたが、商品券を配るというのもその一つ的手段だと思いますけれども、令和3年度の予算概要の説明の中でも説明をさせていただきましたけれども、今まで蓄えてきた基金も大分少なくなってきました。貯めるばかりが能じゃなくて、使うことも考えなくちゃいけない、それは分かるんですけども、やっぱり行政は継続性を持って活動していかなければなりませんので、先が見えないような行政運営は、それはしてはいけないというふうに思っていますので、いろんな角度から何が有効なのか判断して取り組んでいきたいというふうに思っています。

後半にありましたみなかみペイのチャージ箇所の増設について、観光商工課長から答弁させます。

議長（山田庄一君） 観光商工課長。

（観光商工課長 高野明夫君登壇）

観光商工課長（高野明夫君） お答えいたします。

現在、みなかみハートペイのチャージ場所については町内7か所になっております。今回、みなかみハートペイに切り替えることに伴いまして3施設を増やしているような状況です。アプリの普及も手がけていきたいと思っています。アプリ上ではクレジットカードからのチャージもできます。夏にはセブン銀行からのチャージも可能というような形で取り組んでいきたいと思っていますので、そういったところ、現状を踏まえましてチャージ場所の増設等も検討していきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ありがとうございます。

当たり前のことなんですけど、使い勝手がよくないと人は使いません。やりました、やっていますで終わらない施策、どうせやるなら町民の方が便利だねと言ってくれるような施策をお願いしたいと思います。また、アプリの使い方というのは、やはり先ほども申したとおり壁が、世代の壁とか使える人、使えない人の壁、ギャップがありますので、やってみたいんだけども教えてくれる場所が、公的に教えてくれるような場所というのがなか

なか見つからないというのがありますので、そういうような、窓口で気軽にお声がけくださいというものを示していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

通告は、黄砂飛来時における学校等の対応についてとさせていただきます。所属する厚生常任委員会の所管案件にはなりますが、内容の確認として、まず大気汚染物質と健康への影響について、どのような認識があるかお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まず、大気汚染物質と健康への影響についてでございますが、その原因となる有害な物質が窒素酸化物等幾つかございますけれども、特に光化学スモッグの原因ともなる光化学オキシダントは目の痛みや吐き気、頭痛などを引き起こすとされております。また、微小粒子状物質PM2.5については、その粒径が2.5マイクロメートル以下という非常に小さな粒子であるため気管支や肺の奥まで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患だけでなく肺がんなどを引き起こす可能性があると言われております。

黄砂につきましては、「大陸性の土壌粒子が飛来し浮遊している現象、またその物質」と気象庁で定義をしております。黄砂情報は、見通しの悪化や洗濯物等の汚れなどの影響を考える際の情報として提供されております。健康被害では、吐き気、くしゃみ、アレルギー性結膜炎等が上げられております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ありがとうございます。

では、その大気汚染物質のみなかみ町における観測所はどこにあり、どのようなシステムで誰が管理しているのか、状況についてお伺いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在は、群馬県においてこれらの大気汚染物質等の観測のため県内各地に測定局が設置され、常時観測が行われています。また、必要に応じて移動観測車による観測が行われております。みなかみ町では、カルチャーセンターに一般環境大気測定局が設置され、光化学オキシダントの測定を行っています。この測定値において、光化学オキシダントの濃度が高くなった場合に、群馬県大気汚染緊急事態対策実施要綱に基づき、地域ごとに注意報の発令などの措置が行われております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 観測所は、主に一般局と呼ばれる一般環境大気測定局と自排局と呼ばれる自動車排出ガス測定局の2種類に分類されますが、一般局でも大気汚染物質の11種類の測定項目がある観測所や、みなかみ町のように11種類のうちの1項目しか観測できない場所があることを私は今回の質問をする上で知りました。現在、みなかみ町で観測される大気汚染の対象は、先ほど町長もおっしゃったとおり、光化学オキシダントだけです。これは、工場や自動車から出る窒素酸化物や炭化水素の光化学反応において生じる酸化性物質で、光化学スモッグとも呼ばれています。この光化学オキシダントが空気中に0.12p

p m以上の高濃度状態が続くと、気象庁より注意報が、先ほど町長もおっしゃいましたが、注意報が発令されるわけですが、そのときに町の対応というのが注意報という形になるんでしょうか。そのまま同じ状態で同じ情報を出すというような形なんですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 県内における注意報の発令状況としては、光化学オキシダントでは平成30年度では7件ありました。令和元年度では、利根沼田地域の1件を含む9件、令和2年度では3件が発令をされています。また、PM2.5では現在まで県内での注意喚起の実績はないという状況であります。群馬県による注意報等の発令が行われた場合、群馬県よりメール等が配信されることとなっております。その配信先につきましては、町の生活水道課、環境政策室、子育て健康課及び学校教育課というふうになっております。また、町内の各小中学校、こども園、高等学校等には直接配信がなされることとなっております。

群馬県による注意報等の発令を受けた場合の対応といたしましては、生活水道課が中心となって総務課や町民福祉課との情報共有を図るとともに、町民の皆様への周知を行っております。光化学オキシダントの場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の運動を控えること、またPM2.5の場合では、やはり不要不急の外出や屋外での長時間の運動を控えること等に加えて、呼吸器や循環器に病気をお持ちの方、子供や高齢者の方は体調に応じ慎重に行動するよう防災無線等によって周知を行っているところでございます。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ありがとうございます。

先ほど来、町長が光化学オキシダントとPM2.5についての健康被害と対応についてお話をしていただいたんですが、そのデータを取っている気象庁のシステム、そらまめ君というものでデータを取っているんですが、そこに黄砂観測ライダーというものがございまして、黄砂をリアルタイムで観測できるシステムができています。環境省のホームページによると、黄砂というものは、従来中国大陸黄河流域及び砂漠等から風に乗って砂塵が運ばれてくる自然現象であると理解されてきました。しかし、現在、黄砂は単なる季節的な気象現象だけではなく、森林の減少、土地の劣化、砂漠化といった人為的影響による環境問題として認識されているとともに、越境する環境問題としても注目が高まりつつあります。

なお、日本に飛来する黄砂の粒子の大きさは4マイクロメートル付近のものが多く、一部2.5、先ほど数字で出ています、一部2.5マイクロメートル以下の微小な粒子も含まれているためPM2.5の測定値も上昇することがございます。黄砂が輸送される過程で、先ほど申しました、ここ大事なところなんです、大気汚染物質の発生が多い地域を通過する場合、これら大気汚染物質とともに飛来することもあるとされております。コロナ禍の功罪ともいえるべきなのではないでしょうか、自粛期間中には中国の大気汚染が改善したというニュースも去年の春に聞きました。それだけ汚染された地域を浮遊して来るものかどうかということをご認識いただきたいと思います。

元来、黄砂というものは自然現象ですから、メリットももちろんあります。アルカリ性

のリン、カルシウム、鉄などを含んでいるため酸性雨を中和させ、黄砂飛来時には赤潮が発生するため、海洋プランクトンの栄養になるとの報告もあります。しかし、問題は形状と大きさです。黄砂の粒径4マイクロメートル、またその表面は球形ではないため、先ほど来話をしているPM2.5という大気汚染物質を付着させ、体内に吸い込んだとき、それらが肺細胞まで到達すると、先ほど町長もおっしゃっていましたが、肺細胞まで到達する大きさだということなのです。

黄砂の健康被害は世界中で報告され、また環境省でも黄砂対策というページを設けていますが、そこには健康被害が見られるという調査結果や報告がされております。近年ですと、平成29年5月、大分県立看護科学大学、京都大学、産業医科大学、東京女子医科大学の4つの大学がそれぞれほかの大学や研究機関と協力しながら研究報告されたものがございます。その報告書は、黄砂とPM2.5による複合大気汚染の肺炎、アレルギー疾患増悪作用とメカニズム解明に関する研究とされ、121ページに及びます。そのほか、長崎大学、鳥取大学、国立環境研究所の研究結果が報告されたものもございます。それら読み進めますと、学童児は黄砂暴露から3日、4日後の気管支ぜんそくの救急受診が増え、未就学児になると、当日から2日後に受診が増えているとか、花粉症などのアレルギーを持つ人のほうが影響を受けやすいとか、高齢者の慢性腎臓病などの既往症患者が急性心筋梗塞を発症しやすいというデータが得られたという内容です。このような研究結果が出ている黄砂の健康への影響について、見解をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、黄砂についても、ほかの大気汚染物質と同じように被害として吐き気、くしゃみ、アレルギー瀬結膜炎等が上げられているというふうに聞いています。そのほかにも、見通しが悪くなったり洗濯物が汚れるとか、そういった影響を与えるということで、黄砂の発生が予想されるときには、情報として流すということを取り組んでいるというふうに理解しています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） すみません、最初に全部見解をおっしゃられてしまったので、どうしようかなとか思ったんですけれども、いろいろとそういう情報もひとつ知っていただきたいと思って、ちょっと繰り返しの質問をさせていただきました。

冒頭の通告内容、学校における対応、もう先ほどお答えはいただいたんですが、実は私が子育てしていたときに中国の大気汚染が気になりまして調べているときに、黄砂の持つ影響を知りました。そこで、私、中学のPTAの総会の際に、黄砂飛来時に体育を外でやるのはいかがなものか、体育館で授業を受けられないのでしょうかという話を出したら、当時の校長先生が、町からは屋内にいるようにという指示は特にないという返事をいただきました。授業の内容を変えるというのは大変なことだと思うんですが、大雪が降った、台風が来ているなど激しい気象状況ではありませんが、先ほど来話に出ている児童の健康を守るため臨機応変な対応が必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。気象状況によって屋外の体育の授業を屋内でということなのです。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 鈴木美香議員のご質問にお答えいたします。

まず、黄砂についてなんですけれども、学校の対応については、今のところ光化学オキシダントとかPM2.5のように注意報などについて、その2つについては注意報など来るといって通知や指導が県からあるわけなんですけれども、この黄砂につきましては特段県からも国からも通知や指導が来ておりませんので、町といたしましても、学校へも特段の対応について指導はしておりません。ただ、先ほど来からいろいろな研究成果を鈴木議員がご指摘いただきましたように、2019年3月に発行されている、これは環境省から発行されている「黄砂とその健康影響について」というものがこういうふうに出されているわけなんですけれども、ご質問いただいたんで私も勉強させていただきましたが、ここでも研究途上ということで、ですから具体的な対策について、光化学オキシダントやPM2.5のような指導はまだされていないということでございます。それにしましても、例えば強風で砂ぼこりが舞って教育活動に支障があるような場合は、活動を中止して場所を変更したりとすることもございますので、黄砂についても、本当にこれは大変だというような状況があれば、学校は教育活動の場所を変えたりとか、そういうことで今までも対応しておりますので、特に基準とか指導がない現時点では、やはりなかなか極端な対応はできていないというような状況でございますので、これからは環境省はじめそれらの研究に注視していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 黄砂というのは、石英や長石などの固い鉱物でできている凹凸ある粒子です。車に付着するとボディに傷がついたり、フロントガラスの黄砂はワイパーでこすってはいけないというのは車を扱う業界では常識です。また、水分を含むと粘土質に固まるといことも知られております。ですから、多くの黄砂を吸い込むと気管支に付着してこびりついてしまい、呼吸疾患を引き起こすと言われております。原料が似ているアルカリ性のセメントをさらに車の排気ガスとともに吸い込んだようなものと想像していただきたいところです。その認識を広く知っていただき、PM2.5の数値だけではなく、黄砂飛来時には屋外の活動を控えるよう学校や町民の皆様への注意喚起、黄砂に対してもしていただきたいところです。

児童の肺そのものというのは大きさに年齢差があり、中学3年生と小学1年生が同じ学校生活という環境下で同じ数値にのっとなって指示を受けるというのは、やっぱり安心・安全を基本とする学校教育の現場としてどのような見解をお持ちかお聞かせください。PM2.5に関してでもなんです。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 低学年から高学年までが同じ活動をするということですかね。

（「同じ数値で 授業を受けるということですか。」の声あり）

教育長（田村義和君） はい、すみませんです。

これも、先ほど申し上げましたように、県から出ている対応の注意報や警報が発令したときの対応について、学年ごとということでは出ておりませんので、学校のほうといたしましても実際にそういうものが出たときには、注意報が発令されると、窓を閉めるだとか日の当たらないところに行くだとか、屋外での運動は指導の先生の指示に従うだとか、刺激を受けた子についてはうがいをするだとか、そういうふうはその場所や個々の児童生徒の症状によって対応するというような状況になっておりますので、低学年の場合はこうするとかという基準はなかなか、指導の基準は設けられないので、県の指導の内容に沿って、その個々の様子によって適切に指導するというような形で進めたいというふうには考えております。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） ぜひ、担任の先生に個々の症状は違う、発症のレベルが違う、花粉症とか既往症というものにも影響するということを認識していただいた上での指導をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

最後になります。最後の質問です。

みなかみBRとSDGsを中心としたESD、持続可能な開発のための教育活動についての質問に移らせていただきます。

我がみなかみ町では、大小様々な団体が様々な活動をされています。中でも、2017年にユネスコエコパークに登録される前から地域の自然保護などの活動をされている赤谷プロジェクトや谷川岳エコツーリズムなどがありますが、それぞれどのような団体なのでしょう。また、併せて、そのような団体に対して町としてはどのような支援をされますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 赤谷プロジェクトと谷川岳エコツーリズムの推進協議会の活動の内容ということでよろしいですか。

赤谷プロジェクトの活動をまずご説明したいと思いますけれども、平成15年11月に発足いたしました赤谷プロジェクトは、町内新治地区を流れる赤谷川の上流域に広がる約1万ヘクタールの国有林赤谷の森を舞台に、生物多様性の復元と持続的な地域づくりを進める取組です。

3番（鈴木美香君） ゆっくりお願いします。

町長（鬼頭春二君） ゆっくり。

地域住民で組織いたします赤谷プロジェクト地域協議会、日本全国で自然保護活動に取り組むNGO、公益財団法人日本自然保護協会、舞台となる国有林を管理する林野庁関東森林管理局の3つのセクションの共同により進められており、みなかみBRの登録にも多くの影響のあった取組です。また、みなかみBRの推進に大いにご協力をいただいております。小中学校を対象とした環境教育、観光業の方々と連携した赤谷の森のハイキングマップの作成、地元にある日本のカスタネット発祥の工場や製材工場と連携した赤谷の森の

木材によるカスタネット製造など、赤谷の森の豊かさや魅力を伝えております。

町との関わりなんですけれども、町も赤谷プロジェクトへ積極的に参加をしております。赤谷森林ふれあい推進センターが年4回開催しております赤谷の森自然散策は、町も円滑な実施ができるよう協力し、森の恵みを知ってもらう大事な行事の一つになっています。また、同センターが発行する機関誌赤谷の森だよりは、町としても町民の皆さんに広く知れわたる取組ですし、環境教育の推進などいろいろな面で協力させていただいているところでございます。

次に、谷川岳エコツーリズムの活動内容ですが、平成24年にエコツーリズム推進法により全体構想が全国で3番目、国立公園内では初めて認定をされました。エコツーリズム推進法による自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用の基本の理念のもと、谷川岳エコツーリズム推進協議会は谷川岳周辺地域固有の自然の保全と活用、歴史文化に触れ合う機会の提供、地域振興への貢献を同時に実現するため、「守る」「生かす」「交わる」を基本方針として取り組んでおります。具体的に、「守る」の取組としては、天神平においてニッコウキスゲやヤナギランなどの外来植物を株分け移植する植生保護活動などの環境保全活動を行っています。また、「生かす」の取組としては、継続的にインタープリター養成講座を開催し、エコツーリズム活動の協力者の養成をしております。「交わる」の取組としては、谷川岳周辺の魅力を満喫できる各種エコツアーの開催などを行っています。

エコツーリズムとの関わり方、支援についてですけれども、環境学習では町内の小中学校児童生徒と利根商業高等学校の2年生を対象として、天神平や一ノ倉沢、谷川岳、天神尾根などでの活動を実施し、昨年は延べで244名の参加がありました。また、これまで計画的に登山道などの環境整備や電気バスの運行を行っています。

以上です。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

- 3番（鈴木美香君） 町が支援をされているこの団体は、自然を相手にするがゆえ長いスパンでの活動をされ、それに基づくデータなどは貴重なものだと思います。この2つの活動の今後の展望や期待がありましたらお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今後も、みなかみBRの代表的な取組であります赤谷プロジェクト及び谷川岳エコツーリズムとは何らかの関わりを持ちながら、情報の共有や行動の方向を同じにし、支援できることは支援し、自然の恵みや大切さを周知したいというふうに考えております。また、令和3年度にオープンする谷川岳インフォメーションセンターの活用がエコツーリズムの転換期となります。より効果的な情報発信の拠点、活動拠点となるよう、環境省やJR東日本、山岳ガイド協会、みなかみ山岳会など多くの関係者と連携を図り、谷川岳周辺の特徴や魅力の発信をはじめ、人材育成や環境学習、エコツアーなどの受入れなどを充実させたいというふうに考えております。

今後の展望なんですけれども、みなかみBRは、みなかみ町全域と新潟県湯沢町、南魚

沼市及び魚沼市の一部で構成され、人と自然が共生する社会の世界のモデルであるとユネスコから評価され、2017年に登録をされました。みなかみBRは、みなかみBR管理運営計画に基づき、BR協議会、BR推進協議会、BR科学委員会が相互に連携し推進しております。また、みなかみBRはみなかみ町の指導により登録等を推進してきたこともありまして、BR登録後に策定された町の総合計画、総合戦略及びSDGs未来都市計画などの町の主要計画には基本理念としてみなかみBRが位置づけをされております。このように、BRは町の計画において柱に位置づけられ重要視されていますが、行政や民間において具体的な活動に生かされていない現状もあります。

令和2年3月の一般質問において、SDGsは世界的な視野に立ってまちづくりに関心を持ってもらうことを目指し、視点を変えられるような取組を行うことと、町の各種施策とSDGsの関係図を分かりやすく可視化していきたいというふうに答弁をさせていただきました。今のところ具体的な取組となっておりますが、これからの展開としては、町の事務事業や町民のふだんの活動にBRやSDGsに関係した行動を実行することで、もっとよいまちづくりや経済活動、楽しいことや勉強になることなどBRの推進につながる具体的なヒントやアクションを示していきたいというふうに思っております。既存事業や新規の事業などをモデル的に提示して具体的なニュアンスを加えることで、何をすればBRやSDGsの行動と言えるのか例示を提示することで各自の活動に生かされ、取組がさらに拡大するように努めてまいりたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 鈴木君。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 今後の活動に期待ということで、行動の提示を町からしていただけるということでご期待申し上げます。

赤谷プロジェクトは2004年から、谷川岳エコツーリズムは2008年からと、我がみなかみ町にはなくてはならない活動をされ、評価を受けたことも、そのBR登録とSDGs未来都市選定へのダブル看板につながったものと思われまます。ただ、残念なことに、それらのホームページの更新がされておりません。赤谷やエコツアーの活動報告は数年ちょっと更新が滞っておりますので、そこはその活動団体への要改善の必要性を感じるころです。そして、今まさに注目されるキーワードであるみなかみBR、SDGs未来都市の今後の展開を、先ほどちょっとお話しさせていただきました。その施策は、未来を担う子供たちへ今の私たちが用意しなくてはならないしっかりと向き合う世界につながるものだと思います。

そして、子供たちも頑張っております。先月、新治小学校がライブで、藤原小学校が録画での参加をするというご案内をいただきまして、オンラインでの信州大学主催の信州ESDコンソーシアムというものを見せていただきました。全国のユネスコエコパークでESD持続可能な開発のための教育に取り組んでいる学習発表でしたが、我が町において町内の学校のESDについてどのようにご認識か、ほかの学校の取組についても併せて教えてください。

議長（山田庄一君） 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) それでは、まずE S Dについての認識でございますけれども、E S Dは持続可能な開発のための教育ですが、新しい学習指導要領では、「持続可能な社会のつくり手を育てる教育」として位置づけられておりまして、持続可能な社会のつくり手となる児童生徒には教育活動全体を通して生きる力を育てることが大事だというふうに示されています。また、教科の指導内容にもE S Dを実施するときに特に必要な観点の一つとされています。社会や自然との関係性を尊重する人を育てる、これに直接関わる内容が具体的に教科の指導内容にもございます。例えば、小学校5年社会科では、森林は人々の努力と工夫により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解することがあります。中学校の例で申し上げますと、中学校理科では、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することなどがございます。このように、学習指導要領に基づいた指導をすることはE S Dを実践することにそのままつながっているというふうに思います。

さらに、みなかみBR、みなかみユネスコエコパークでございますけれども、その中でも特徴的な活動であります赤谷プロジェクトや谷川岳エコツーリズムなどを総合的な学習の時間などで教材として扱い、みなかみ町の自然を守り、生かし、広めることを学ぶことはE S Dを実施するときに特に必要とされている、先ほど申し上げました社会や自然との関係性を尊重する人を育てることに直接つながっているというふうに思います。

先ほど鈴木議員がおっしゃいました新治の実践は大体ご存じということで、ほかの実践で言いますと、例えば水上小学校。水上小学校は、昨年度末から地域学習をより強化しようということで、総合的な学習の時間をリニューアルいたしまして今年度から取り組んでおります。それは、3年生で雪、4年生で温泉、5年生で利根川、6年生で谷川岳をそれぞれテーマにしまして、みなかみ地域の特徴的な素材を教材として学習を深めているということでございます。新治小学校もこの水上小学校もみなかみユネスコエコパークに関連の深い素材を扱って、関係の専門家などの皆さんに協力を得ながら地域の自然のすばらしさやその意味に気づいて環境問題についての考えを深め、それらを守り、生かし、広める意識を高めようとしている例でございます。

このほかの例で申し上げますと、古馬牧小学校、桃野小学校、月夜野北小学校がやっている蛍学習もその地域の自然を知り、環境のすばらしさを知って、生物多様性だとかそういうことに目を向けるとか、そういう学習がございます。ほかの学校でもいろいろ取り組んでおりますが、例を幾つか申し上げました。

議長(山田庄一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) 環境学習として、小学校の具体的な取組についてお答えいただきました。

毎年この時期になりますとカルチャーセンターで子供たちがアイデア満載の学習発表会がありますが、残念ながら今年はコロナの影響で開催されないと聞いております。楽しみにしていたので残念でなりません。子供たちが学習の成果を発表できる機会がございますでしょうか。

議長(山田庄一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) 環境学習発表会、今年度はこのような状況でできませんでしたが、今年度の環境学習発表会に関しましては、コロナ禍で、その感染症対策を踏まえましてウェブページでの活動発表を実施しています。エコパーク推進室が取りまとめ、運営をしまして、町のホームページのみなかみユネスコエコパークのページでこの3月1日から公開しております。町の広報3月号、出たばかりですけれども、それでお知らせしておりますので、QRコードでそこにすぐつながるようになっております。より多くの皆様に学校の取組をご覧いただくよい機会になればというふうに考えております。

議長(山田庄一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) オンライン、ユーチューブ配信は、ご家族で見ることができ、友人、親類にも紹介できます。今後、ステージでの発表ができるようになったとしても、引き続き取り組んでいただきたいと思います。実は、私、1日の夜、町の広報が届きましたので見させていただきました。その時点ではまだアップされていない学校がございました。同時に配信はできなかったのでしょうか。

議長(山田庄一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) 同時に配信ができませんでした。それぞれ、今年度取り組んだ活動を学校が校内での発表の機会を設けたときのものをエコパーク推進室の係の方が撮りに行って編集していただいていますので、学校の発表の時期が違います。やはり休業が今年は長かったので非常に活動もずれ込んだりして、年度末ぎりぎりぐらいになるという学校もございまして、見ていただいて分かるように、近日公開というふうに書いてあります。それぞれの学校がアップされているというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

議長(山田庄一君) 鈴木君。

(3番 鈴木美香君登壇)

3番(鈴木美香君) せっかくご案内が出ましたので、そこはぜひ改善していただいて、次の配信を楽しみに待ちたいと思います。

そこで気がついたのですが、小学校で学んだ環境学習をさらに中学校でブラッシュアップできるような学習をされているのかお伺いしたいと思います。さらに、利根商業高等学校においてもSDGsを全校生徒が学び、様々な分野へ波及するような企業が求める人材の創出を願います。今後の展望と持続可能な開発目標SDGsの理念と持続可能な開発のための教育ESDの関係性のご見解を併せてお願いいたします。

議長(山田庄一君) 教育長。

(教育長 田村義和君登壇)

教育長(田村義和君) それでは、まず中学校へ発展的にできないかということでございますけれども、現実的には今その点は非常に弱くなっております。小学校の活動がかなり充実しているということがありまして、中学校については、例えばユネスコエコパークを題材として扱った総合的な学習の時間だとか、学校行事といいますと、やはり谷川岳エコツアーリズム

を活用させていただいて取り組んでいる学校もございますが、全部ではないということがございます。ですので、今は令和4年度から新生みなかみ中学校が統合になりますけれども、その教育課程の中では谷川岳エコツアーリズムを題材として扱ったものを教育課程の中に位置づけるように今、準備しているところでございます。

もう一点、ESDとSDGsの関係でございましたでしょうか。文部科学省作成のパンフレット、ユネスコスクールで目指すSDGs、持続可能な開発のための教育ESDは、教育が全てのSDGsの基本であるというふうに言っております。またESDは持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17全ての目標の達成に貢献するものだということになっております。ESDをより一層進めることがSDGsの達成に直接、間接につながるというふうにも述べられております。

本町においても、ESDの視点を踏まえて教育課程を実施していくことがSDGsの達成に貢献することだと考えています。特に、みなかみ町の特徴であるみなかみユネスコエコパークを教材とした学習は、SDGsの17の目標の中の15、「陸の豊かさを守ろう」に関わる教育活動であることを認識して取り組めるよう今後も指導してまいりたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 鈴木君、時間がまいりました。一言お願いします。

（3番 鈴木美香君登壇）

3番（鈴木美香君） 子供の成長には切れ目のない支援が必要です。親の手、公的なもの、そして学習も例外ではありません。去年のコロナ禍の自粛では、教育現場、先生方のご尽力により今年度の学習が履修のめどが立ったと伺いました。ESDは、持続可能な開発のための教育、まさに種をまき育てる教育、いえ、自らが育とうとする教育だと思います。みなかみ町の生活そのものが子供たちの可能性を引き出すポテンシャルを持っております。さらに、我が町だからこそその教育にご期待いたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて、3番鈴木美香君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を10時5分とします。

（9時53分 休憩）

（10時04分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順序3 8番 高橋久美子 1. デジタル行政の推進
2. 観光のアフターコロナを見据えた施策
3. 役場業務における防犯対策の強化

議長（山田庄一君） 次に、8番高橋久美子君の質問を許可いたします。
高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) 8番高橋久美子、議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、デジタル行政の推進の取組を質問いたします。

昨年12月に、国ではデジタルガバメント閣僚会議を開催しました。そもそも日本ではIT基本法が2000年に制定され、行政のデジタル化を進めてきましたが、行政手続のうち、オンラインで完結できるものは全体の1割に満たないと言われていました。

そのような状況下で新型コロナウイルス感染症が発生し、多くの思いもかけなかったことが起き、既存の完成したシステムに疑問が生じました。例えば一律10万円給付の配布の遅れや、持続化給付金の申請の煩雑さなど、諸外国に比べ、日本のデジタル化の遅れが露呈されました。

このようなことから、今年9月、500人規模でデジタル庁を創設し、官民のデジタル化を牽引する強力な権限を持った司令塔の役割を明確にしています。

そこでお聞きしますが、国はデジタル行政の推進を打ち出ししていますが、何のデジタル推進なのかをお聞かせください。

議長(山田庄一君) 町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

目指すべきデジタル社会の在り方として、政府よりデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会とのビジョンが示されており、「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」がその目的とされております。

そのため、自治体が行う行政サービスについては、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと、簡単に言えば、町民が当たり前で望んでいるサービスを実現し、デジタル化への利便性を実感できる社会をつくるのがデジタル化を推進していくことの意義であると思っております。

何のためというご質問であります。町民の幸せを実現するためのデジタル推進だというふうに考えております。

議長(山田庄一君) 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) 今、町長にお答えいただきましたけれども、まさに多様な幸せ、また、「誰一人取り残さないデジタル化」というそういう理念でお示しいただきました。本当に町民の皆様の生活、心が豊かになるためのその視点を持つてのデジタル化ということだと思います。

ちなみに、県では、知事が3年以内にデジタル推進県として、全国上位5番以内に入るとして、全国でも先駆けて、デジタル司令塔としてCDOを設置し、各課には推進責任者も置いて、全庁挙げて推進に取り組むとしています。その中で、知事が、まずは職員のマ

インドセットが重要だということでおっしゃっていました。

当町においてもこの点が大変重要で、町民の幸福度アップ、生活の利便性のためのデジタル化であって、デジタル化自体が目標でないことを常に意識しながら推進することが大切かと思いますが、改めてまた町長の見解をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） やはり町民の方がこのデジタル化によって便利になったとか、少しいろんな面が便利になったよねというふうに感じていただけることが一番だというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今、町長に答えていただきましたけれども、その中で、やはり職員の方のところの町民のためというところをまた常に業務の中で徹底していただくということ大事かと思しますので、お願いいたします。

次に、当町の総合計画等には、具体的言葉では示されていませんが、人工知能（AI）や、ビッグデータなどの最先端技術を活用することで、誰もが便利で暮らしやすい社会を目指す未来型都市、スマートシティを町の方向性として目指していくのでしょうか、町長の見解をお聞きいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） スマートシティを目指すのかということなんですけれども、まず、スマートシティとは、ICTを活用しながら、都市の抱える問題を解決し、社会全体の効率化を図る持続可能な都市というふうに理解しております。

簡単に説明いたしますと、テクノロジーを使って都市の計画・整備・運営を行い、環境にも配慮しつつ、可能な限り無駄をなくすことで、人々の生活を快適に発展させる都市というふうに理解しています。以前の都市発展は自然を破壊してしまうイメージが強かったのですが、スマートシティが目指す姿は、都市と自然の共存というふうに理解しています。

みなかみ町はユネスコエコパークの町として、また、SDGs未来都市として、相乗効果を図りながら、人と自然が共生する持続可能なまちづくりを進めております。まさにアナログとデジタルと手法は違いますが、スマートシティの目指すところは、到達点は一緒であるというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今、スマートシティについても細かく説明をしていただいたんですけども、おっしゃるとおり、健康、福祉とか、あと教育、防災、農業、さらにエネルギーの部分とか、町そのものをやっぱり便利にしていくということだと思うんですけども、この辺のところはまだ総合計画等に示されていないということで、町民の方に分かりやすく丁寧にこれから理解を得ていくということが大事になってくるんだと思うんですけども、そのところの具体的な進め方、また、話合いの場というようなところではどのような方向性を町長はお考えなのでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民の皆様が安全・安心な生活を継続的に続けていけるように、環境、経済活動、交通、通信、教育、医療、健康など複数の分野に幅広く取り組む分野横断型のスマートシティを視野に入れて、全国各地で様々な取組がなされておりますので、情報収集を図りながら、みなかみ町においても導入できる事業があれば、その可能性について検討を行ってまいりたいというふうに思います。

また、総合計画には載っていないんじゃないとかお話もありますけれども、特に具体的な方向性が今のところまだみなかみ町にとって見えていませんので、そういうものが見えてきた段階で、町民の皆さんにもお知らせしたり、ご理解いただくような取組も併せてしていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） ということは、今後、いろいろ全国の先進的事例とか、そういうことを情報収集して、そういう中でまた今後そういう総合計画の中に落とし込んでいくとか、そういう要するに皆さんの合意形成の場、それを今後しっかり設けていくという解釈でよろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） そういうことになると思います。

今まで、スマートシティというのは、要は住んでいる方を中心市街地を集めて、そこを整備して、スマートシティとして整備するんだと。なるべく町の中心部に皆さんに住んでもらうような、そういう施策が言われていたんだと思うんですね。

みなかみ町はご覧のとおり、町内、かなり広範囲の面積をエリアとしていますので、例えば山奥に1軒、「ぼつんと1軒家」じゃないですけども、1軒住んでいる方が町なかに来て住んでくださいと言っても、それはなかなかできるものじゃないというふうに私は理解しているんです。ですから、簡単にスマートシティといってもなかなか難しい面もあるのかと思いますけれども、それはいろんな情報収集とか研究をしながら、取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） やっぱり本当に町民の方の合意形成というか、そういうことがすごく大事になってくると思いますので、丁寧に進めていっていただきたいと思います。

次に、国は各自治体がばらばらに整備してきた仕様業務のシステムを5年かけて統一するとしていますが、当町としてはこの間どのような対応といたしまししょうか、スケジュールをお考えでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 自治体における情報システムの標準化、共通化については、国によるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の最重要事項の一つとして掲げられ、令和7年度を目標時期として、住民基本台帳、税、国民健康保険など基幹系17業務を国の策定

する標準仕様に準拠したシステムへ移行するものということで理解しています。このシステムは、国で構築したクラウドサービスを活用することにより、コストの削減や情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、セキュリティの向上などが見込まれております。

みなかみ町は、現在使用している基幹系の業務システムが令和7年度までには更新時期を迎えますので、システム事業者や担当課などと綿密な協議を行って、国の補正予算による補助、これは10分の10の補助が見込まれておりますが、これらの補助事業を活用しながら、デジタル基盤に取り組んでいく所存でございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今、説明いただきましたけれども、この17業務が一つ共通するというところで、かなりコストの削減と、またセキュリティというところで数段に上がっていくんだと思いますけれども。その大きな17業務というところではそういう方向に進むんでしょうけれども、その他行政手続の負担軽減ということで、今、押印の問題とか、判こです、判こを押すとか、そういう、あと内部内でいく、やっぱり判こを押すというようなそういうところで、いろいろなところで、そのところの簡素化とか廃止とか求められています。

また、あとマイナンバーカードの活用ということで、これを活用して、いろいろ子育て世代に便利なシステムを提供するとか、あとまた、電子版の母子手帳とか、あと運用の部分ではそういったところの各課でイメージできるところというのがいろいろあるんだと思うんですね。

その辺のところの取組というのは。それと、もう一つはやっぱりデジタル技術になじめない高齢者の方に対する講習会の実施とか、そういうところの辺の具体的な動きというのはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） このDXについては、今、議論が始まったところで、具体的な議論は、もちろん町の中では議論を始めていますけれども、みなかみ町においては、このDX推進体制を大きく分けて内向き、内向きというのは役場の中です。あとは外向き、町民とか、町の企業の方とかの2つ分けてデジタル化の推進をしていきたいというふうに考えています。

一つは、内向きに庁舎内の業務の効率化や職員に対してのDXの推進によって、事務改善をしていくというのが一つあります。もう一つは、町民向けのサービス、先ほど出ました押印の一つの話もあります。省略できるものは省略していくと。紙ベースで申請を上げなければならなかったもの、それもデジタルで申請ができるようにするとか、そういうものを、どういうものが可能なのか、そういったところを一つ一つ洗い出しながら、考えて検討していきたいというふうに思っています。

具体的な大きな方針が決まれば、当然住民の皆さんにもご理解いただかなければ進められませんので、丁寧な説明をしながら、推進に取り組んでいきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) じゃ、今、具体的にはいろいろそういう細かなところを洗い出しをしているというところで捉えるということ。

それで、先ほどもおっしゃっていましたが、本当やっぱり町民目線の丁寧な対応ということがすごく大事になってくると思いますので、そここのところ、また重ねてよろしくお願いいたします。

次に、国はデジタル庁を創設して、県ではCDOを設置したり、また、渋川市では、情報化統括責任者を任命したりと、権限を大きく与えてデジタル化を進めようとしています。当町としては、その辺の進め方はどのように考えていますでしょうか。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) 先般の課長会議の中でも、DX推進に向けて各課から課題の洗い出し等も行っております。全課、全職員と連携を図りながら、協議を深めていかなければならないというふうに思っています。

それで、町も司令塔みたいなものをつくったほうがいいんじゃないかというご指摘だと思うんですけども、町職員のデジタルに関する一般的な知識だけでは、かなり難しいんじゃないかというふうに考えています。外部人材の任用や、内部人材の育成も、国や県では支援策を検討しているようですけども、まだ案の段階で、具体的にはなっていないというふうに理解しています。

町としては、現状の推進体制の中で令和3年度の進捗状況を見ながら、必要に応じてどういった組織がいいのか、どういった体制にしたほうがいいのか、検討をしていきたいというふうに思っています。

議長(山田庄一君) 高橋君。

(8番 高橋久美子君登壇)

8 番(高橋久美子君) 次の質問の中のデジタルの専門の人材の確保はということとちよつとつながってくるんですけども、平井デジタル担当相は、やっぱり先ほどもおっしゃいましたけれども、「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」を世界に類を見ない日本の特徴にしていく考えだということでおっしゃっています。そして、そのためにも徹底的に国民目線で使い勝手をよくし、高齢者も障害者も諦めることなく使ってもらえる、そういう設計を必須とする方針にしているんだということを言われています。

その観点からいうと、ICT機器の利用をサポートする今、デジタル用支援員という配置も国では考えているみたいです。それとともに、先ほども町長おっしゃいましたが、なかなかデジタルの専門の人材の確保というところが、当町に限らず全国どこでも今そういうことが起こっているんだと思うんです。そうなりますと、本当に人材の確保というところがまずは一番の急務かなと思うわけなんです。特にまたこういう行政関係のデジタル化で求められる人材というのは、やっぱり企画、施策、組織、また財政、ITと、そういうものに最適化していけるそういう人材の確保というのが大事になってくるんだと思うですね。

それで、国でもデジタル専門人材派遣制度や地域情報化アドバイザーなどのメニューも

用意してあるということでありまして、また、県のほうでもかなり、先ほども言いましたけれども、知事、力を入れているので、そこでデジタル県といっても地方が大事、地方の自治体の方のそこがすごく大事だということで、そのところについてはサポートはしていきたいというようなことをおっしゃっていましたが、そう考えたときに、本当に多方面と連携し、ぜひともそういう人材の確保を最優先でしていただきたいと思うんですけども、この辺も重ねて町長のご見解をお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） デジタルに対して知識が豊富で、能力を持った専門的な職員の採用を行うことや、在職している職員の能力開発の研修を検討し、継続して実施をしていきたいというふうに思っています。予算の確保など財政面の検討が必要となりますが、民間会社の能力を活用することも視野に入れ、人材派遣や業務委託などの在り方を分析し、専門的な人材の確保を検討していきたいと思えます。

また、国においてもDXの推進に伴って、地方公共団体に対して外部人材の任用など支援策を検討しております。総務省とデジタル庁が連携して、人材育成についても意見交換などの仕組みの構築や、研修等の実施について検討中とのことです。国の情報なども速やかに入手して、対応に努めていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 働きたい方、また本当に町民幸福度アップのために町長の陣頭指揮をさらに期待いたしまして、次の質問に移らせてもらいます。

次の質問は、観光のアフターコロナを見据えた施策ということで質問いたします。

今、新型コロナウイルスの感染拡大が1年経過してきたところですが、いまだ終息には至っていない状況です。しかし、ワクチンの接種も優先順位はあるものの、4月から開始となるということで、第3波の拡大の波も収まりつつあるところではございます。

観光の町として受けた打撃は大きいものがありますが、世界、また国を見ても、このコロナ禍で今まで取り残してきた課題という部分が図らずも表面化してきているという感があると言われております。

そこでお聞きしますが、当町としてこのコロナ禍で観光の中で見えてきた課題というものがございましたら、お願いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） まずは、町の令和2年の観光入り込み状況ですが、日帰り客数は対前年比35.6%の減、宿泊者数は45.1%減というふうになっております。観光消費額も同様に、対前年比42.6%減と落ち込んでおりまして、宿泊施設や飲食店などの観光関連事業者の経営に大きな影響を及ぼしております。

現在のコロナ禍におきまして、消費者のニーズにも変化が生じてきたようです。移動手段としては、公共交通機関の利用が減ってきて、マイカーを利用する方が増え、また、レジャーの形態は、屋内型のレジャーよりキャンプ場など屋外型のレジャーが好まれるような傾向になってきているようです。

大手旅行社の調査では、外出自粛制限や渡航制限が解除されたら、やりたいこととして、国内旅行や外食といった意見が多い一方で、そうした旅行や外食にかかる費用については、支出を減らしたいと考える人が1年前に比べ増加しているということだそうです。Go To トラベルやGo To イートが実施されると、多くの人が旅行や外食に出かけ始める背景にはこうした意識の変化があるのではないかなというふうに考えられます。

様々なキャンペーンによる経済の活性化は必要ですが、キャンペーンが終了した後は本当に行きたい場所はどこか、そこに行って何ができるのかをしっかりと吟味して旅行先を選ぶ人が多くなるのが想定をされます。このことから、旅行者に選んでもらえる観光地になるためには、変化するニーズや旅行者の動向を理解した上で、事業者と各関係機関が一層の連携を図って、情報の発信やサービスを提供することが課題ではないかなというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今、お答えいただきましたけれども、まさにうちの町の観光の強み弱みというものが逆にはっきりしてきたかと思います。

それで、今、MINAKAMI HEART Payのプレミアムチャージキャンペーンを先月の28日までしたと思うんですけども、その状況とともに、先ほどおっしゃられましたそのいろいろ課題等にどう取り組むかということがございましたら、併せてご答弁をお願いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 課題に対して今後どうやって取り組んでいくのかということですが、みなかみ町にはユネスコにも認定されたすばらしい自然と、その中で楽しめる様々な体験メニューがあります。新たなニーズに対応できる観光素材を有しているというふうに考えています。こういった豊富な素材をさらに磨き上げることとともに、より素材を生かしたコストパフォーマンスの高い観光商品を提案し、発信することが必要だというふうに思います。

また、いずれ回復するであろうインバウンドへの発信と受入れの準備を進めるとともに、県内や近県への観光を示すマイクロツーリズムや、コロナ禍において注目されているワーケーションなど、新たな需要を取り込むことも重要と考えております。

これらに共通して言えることは、限られた予算で最大限の効果を発揮することだというふうに思っております。新しい観光商品を積極的に開発する一方で、イベントやPRにおいて効果の薄いものはやめるなどの改革を実行していかなければならないと思っております。財源や人的パワーにもやはり限りがあります。これまでもこういった考えで観光事業に取り組んできたと認識しておりますけれども、今後は観光協会をはじめ、商工会や町内事業者を含め、幅広く意見を聞きながら、観光関連施策の検証と改革、そして、新たな商品開発に努めていきたいというふうに思います。

それと、MINAKAMI HEART Payのチャージ状況ということで……

（「そうです」の声あり）

町 長（鬼頭春二君） はい。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている町内事業者を支援するために、町内消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的にMINAKAMI HEART Payのプレミアムチャージキャンペーンを実施いたしました。クレジットカードからのチャージは1月27日から、現金によるチャージは2月1日から開始をいたしました。キャンペーンの内容は、チャージ額にたいして25%分のポイントを付与するものでございます。チャージ額の上限は1人2万円となっております。

開始から2月28日時点の状況でございますが、プレミアム分を含む総チャージ額は、3,657万5,300円、件数は1,809件で、内訳としてスマートフォンアプリを使用しクレジットカードからチャージされたものが994万2,500円、同じくスマートフォンのアプリを使用し現金でチャージされたものが751万9,100円、会員カードを使用し現金でチャージされたものが1,911万3,700円です。チャージの割合は、スマートフォンアプリを使用したものが47.7%、会員カードを使用したものが52.3%でした。なお、現在のシステムに変更した11月5日以降のポイント発行額は約1億1,600万円となっております。

今後は、友好都市との連携や、障害者向けの企画により、会員の増加とリピーター獲得につながる取組も検討していきたいというふうに考えております。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） 今、このキャンペーンに関しては、コロナ禍の大変な中で、なかなか町外に大きくアピールしていくということが難しいところではあったと思います。

先日、観光業の方と意見交換をさせていただいたときに、本当に皆さん、ピンチをチャンスにとの思いで取り組んでいらっしゃるという思いを強く語っていただきました。

その中で言われていたのが、コロナ禍の特性で、密を避けるために、平日に町を楽しんでいただける施策、そして、県や国が打ち出した施策に対して、例えばですけれども、県がまた愛郷ぐんまの2弾みたいなものを出したときに、町も一緒に何か支援を打ち出してくれたらありがたいというそういうお話がありました。そういう中で、経済に対する波及効果がさらに大きくなると思いますので、そこでお聞きしますけれども、このMINAKAMI HEARTの活用で、そういう県とか国が施策を出したときに、一緒に町としてもその辺のところを打ち出すような施策の展開はお考えでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 県内の観光関連事業者からは群馬県に対して、昨年、実施をされました愛郷ぐんまプロジェクトのような支援策を要望する声が高まっているというお話は聞いております。また、国のキャンペーンでありますGo Toトラベルなどの動向を注視し、国・県・町、それぞれの支援策がやはり効果的に町内で活用される施策を検討していきたいというふうに思います。

現在、MINAKAMI HEART Payの会員数は5,700人、登録店舗数は

165軒となっております。今回のプレミアムチャージキャンペーンを実施したことで、会員数、登録店舗数が増加し、MINAKAMI HEART Payによる消費が活発になることは期待をされております。

このようなことから、町で行う支援計画でもMINAKAMI HEART Payを有効活用することが経済循環の後押しになるのではないかというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） そういうときがあったら、本当にすごく活用していただいて、押し上げていただければということを期待いたします。

アフターコロナを見据えたときに、DMOの取組もさらに重要になってくると思います。そういうアフターコロナの観光をネットなどで情報を集めると、「外・近・短」ということで、すなわち密にならない野外みたいな空間、そして、近場で小単位で楽しめるというようなそういうところが今後求められるんだろうということで、その中で地域が一体となって新しい取組を始めることで、地域の特色を生かし、体験型の空間をつくり出すローカリズムに加速すると言われております。

そうなると、やっぱりその独特な独自の価値観を持った地域の中で、首尾一貫としている発信でき、また、施策するというところで、DMOの必要性が増すんじゃないかというそういう味方もされているようです。

当町のDMOも設立から5か年を経過していて、今、4年活動してきたわけですがけれども、どのような実績がありましたでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） DMOとしての観光協会は、各種観光施策の継続的な実施と民間企業との連携によるバンジージャンプ、天空のナイトクルージングの開催、案内業務の充実など、観光客の満足度の向上や、観光地としての認知度向上を重点的に活動をしてきております。

DMOとして観光庁に登録され、みなかみ18湯やユネスコエコパークの町・みなかみを生かし、町民も含めた多様な関係者との間で観光地域づくりを推進し、これまで町の素材をターゲット層に向け発信をしてまいりました。現在指標となる宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい状況ですが、130万人を達成を目標に取り組んできております。また、DMOの機能として、デジタルマーケティングやブランド企画創成、観光人材育成、インバウンドなどの専門委員会を設置して活動しております。

ブランド委員会では、ブランドシンボルとしている谷川岳、一ノ倉沢の認知を拡大するための各種広告物作成や、消費行動を把握するためのギャップ調査の実施、企画造成委員会での冬季バスの運行や友好都市を対象とした割引企画などを行い、主な事業成果はデジタルマーケティングにおいて、プロモーション動画作成のほか、一元的な情報発信に取り組み、平成29年に比べ、昨年度の日本語版ウェブサイトを訪れたユーザー数が163%、多言語版ウェブサイトでは175%、SNSのフェイスブックでは157%、ツイッターでは415%、インスタグラムでは658%と大幅に増加したという報告をいただいております。

このような活動や実績を踏まえて、観光振興における大きな役割を担っている環境協会に対しまして、DMOはより効果的に機能するよう今後も町の関わりを深めてまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） やっぱり先ほどおっしゃいましたけれども、ツイッターとかフェイスブックとかそういうところで情報一元化で発信したことで、うちの町にすごく興味を持ってもらったというその功績はすごく大きいと思います。ただ、ちょっと今回コロナ禍でこのような状況にはなっていますけれども、今後、期待できるところかなと思います。

そして、先ほどもおっしゃっていただきましたけれども、残り1年となりまして、あと今度は更新の登録制度をとということで、3年、3年というような感じになっていくかと思うんですけれども、加えまして庁内の連携を幅広く進め、我が地域の強みを生かして、宝を磨き上げて、お客様に喜んでいただいて、稼ぐ力で町民の皆様の幸福度アップのためにもつなげる役割を果たしていく今重要なときだと思っておりますので、今後、どのようにDMOの支援と連携を町としては図っていかれるのか、重ねてご答弁をお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） これまでDMOとして活動してきた中で、観光協会が独自に分析した結果として、強みを観光案内やエージェント、マスコミとのつながりを強化したことによって、情報発信力などが増したとしております。また、弱いところは、マーケティングや着地型商品の創成などを上げております。観光協会は町の観光振興の中心を担っていただいております。エージェントやマスコミなど関係団体との連携を図って情報発信を一元化したことで、情報発信力が高まり、町の認知度向上につながったというふうに思っています。

しかし、他の観光地との競合が激化している中で、観光協会が弱みとしているマーケティング機能を充実させるなど、課題としても残っております。観光振興において、データの収集と分析、またデータに基づく政策立案、観光インフラの整備、町民や関係機関との調整等、行政が果たすべき役割も大きいと考えております。

今後、町と観光協会との間で業務の重複や漏れなどがないかを精査し、必要があれば、改善措置を講ずるなどして、課題の解決に努めてまいりたいというふうに考えています。

今後、議員各位におかれましても、観光振興のために積極的なご提言とご支援をお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） いろいろやはり課題はあるかと思うんですけれども、今後、やっぱりコロナ禍を踏まえ、庁内一丸となって乗り越えられるような力強い連携をお願いしたいと思っております。

最後の質問に移ります。

役場業務における防犯対策の強化ということでお伺いいたします。

今、全国で自治体職員らへ暴行や居座りなどの不当要求行為が後を絶たないというよう

な報道もされています。また、日常業務の中で、町民の方からのクレームが時には大声になったり、威圧的になっていくような場合もあるかと思えます。

私も町内のある施設で、女性職員の方が1人で業務に当たっていたときに、ちょっとそのような場面に居合わせたんですけども、そのときは大ごとにはなりませんでしたが、ちょっと正直怖いものがありました。

役場は来庁者の安全確保はもちろんですが、窓口で対応される職員の安全な業務環境の整備を図る必要があると思います。そこでお聞きしますが、防犯といいましょうか、窓口業務に当たる職員の安全に関わる不当要求行為への対策は現状、どのように取り組まれていますでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ご質問の現状の防犯体制につきましては、水上支所、新治支所等の出先機関及び小学校、中学校について夜間及び休日の防犯対策として、民間の警備会社に機械警備の委託をしております。

委託をしております施設の総数は22施設になります。この本庁舎につきましては、夜間は月夜野振興公社に宿直業務の委託をし、休日は職員が日直業務を行い、住民対応をしております。職員体制は1名で行っております。利根沼田管内においては、片品村、川場村、昭和村が同様に1人体制で行っております。

防犯体制については、本庁舎の玄関に設置してあるインターフォンの呼び出しに応じて対応することになっております。緊急を要する問題や危険な状況などが発生した場合には、その状況に応じて担当職員や、場合によっては警察へ連絡するということになっております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） そうしますと、当町で、受付業務などで職員の方が一人で対応している業務形態のところというのは町内で何か所ぐらいあるのでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 休日が多いと思うんですけども、本庁舎をはじめ、8か所あります。8か所の内訳は本庁舎のほかに、中央公民館図書室、月夜野総合体育館、月夜野郷土歴史資料館、水上公民館、新治支所図書室、B & G海洋センター、須川宿資料館になります。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） さきにも述べたように、一人体制ですと、かなりやっぱりリスクが大きいと思います。なかなか何かあったときに警察等に連絡というのもできないかと思えます。

そういう様々な要因から今一人体制を取られていると思いますが、対策にはハード面とソフト面の両方の対応が重要と思われれます。それで、ハード面では警備会社などと連携する緊急通報システムの導入など、早期に整えるべきかと思えますが、見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 先ほど申しあげましたとおり、現在の状況は水上支所、新治支所等の出先機関及び小学校、中学校につきましては、職員が不在時の対応として民間の警備会社に機械警備を委託して対応しております。

機械警備というのは、職員や教員が施設から退庁する際に、防犯・防火のためにそれぞれの各施設において管理者が必要と判断した箇所に配備したセンサーのセットを行います。このセンサーが何かの原因によって開錠されてしまった場合に、委託先である警備会社の呼出しが鳴るというシステムになります。センサーが反応した場合、現況報告のために警備会社から施設管理者宛てに電話連絡がされることとなっております。そこまでが業務委託であります。警備会社で必要と判断した場合に現地に確認のために向かい、その状況の報告がされることもあります。それ以上の業務を行うことについて、有償で対応していただく契約となっております。危険な状況が発生した場合に現地に駆けつけ、対応を取っていただくような業務などがあります。

機械警備を委託していない本庁舎の施設につきましては、日直や受付業務を行っている職員がその状況に応じて担当職員、場合によっては警察へ連絡するなどして対応しているところです。

職員が日直等で施設にいるとき何かあった場合には、各状況において連絡することになっておりますので、機械警備を委託する予定はありませんが、一人で日直や受付業務を行っている職員の安全確保については、警備会社と連動している緊急通報システムとか、または防犯カメラの設置、出入口のドアに電子錠を設置するなどのセキュリティーを高める方策を検討し、職員の安全・安心の確保に向けた対応をしていきたいというふうに思っております。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） そうしますと、今後、やはり一人で日常等業務に当たっている箇所に関しては、そういう警備会社の緊急通報システムなども備え付けられるかという検討は具体的に始めていただけるという解釈でよろしいでしょうか。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 検討していきたいというふうに思っています。

議 長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8 番（高橋久美子君） ぜひともやっぱり職員の方が安心して業務に励めるよう、また、そこに町民の方も居合わせることもありますので、調べてみたところ、そんなに高価にならないでどうもつけられるみたいなことをセコムのほうでもおっしゃっていましたので、ぜひ具体的に検討していただいて、よろしく願いいたします。

今後、全庁が一丸となりまして、またそういうハード面と一緒に防犯訓練の実施とか、あと催涙スプレーなどの防犯用品の準備、また対応マニュアルの整備、また役場内全体で情報の共有、周知など、いろいろそういうソフト面での対応を今後どのように取り組んでいくかということが大事になるかと思うんですけども、その辺のところはどうでしょう

か。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 幸いにして今まで一人体制で仕事をしてもらっていて、大きな事故がなかったからよかったなというふうに感じています。やはり一人であるということは、いろんな危険な場面にさらされることが多々考えられますので、いろんな面で職員としても、やはりいろんなことが起こり得るんだという状況認識も必要ですし、いろんな研修を通したり、あとは非常時のときにはどうしたらいいんだとか、いろんな検討をして、そして、研修も含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） お答えいただきましたけれども、本当に来庁者と職員の安全を守るという意識が取組への第一歩となると思いますので、本当にそういう職員の方が安心して働ける環境に対しましてまた前進することを望みまして、一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて、8番高橋久美子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を11時10分とします。

（10時54分 休憩）

（11時09分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順序4 12番 中島信義 1. 公共事業の入札の流れを問う
2. 認可外保育施設の現状と支援策等

議長（山田庄一君） 次に、12番中島信義君の質問を許可いたします。中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 議長より許可が下りましたので、通告に従い、本日2件の質問をさせていただく予定です。しばらくぶりなので大分緊張しております。けれども、年齢で少しその分和らぎながら、町長にできるだけ答えてもらうように質問させていただきます。

まず1件目は、町が発注する全体の公共事業の入札・落札の流れを順を追ってお伺いしたいと思います。

この案件については、ほとんどのここに参加されている議員の皆さんも大体の内容は分かっていることをお聞きすると、そういうことになりますので、あまり注目されるような質問内容はないかもしれませんが、一つ一つお伺いしてまいります。その中で、町全体の公共事業ということになりますので、個々の事業案件について入る予定、つもりもありませんけれども、流れによってはそこ一部入っていく可能性がありますので、そのときはまたお答えいただければと、そのように思います。

それでは、質問に入ります。

通告分については、本当にごく短く基本のことを書いてありますので、あと個々の質問については、自分で手元に用意したものから進めていきたいと思えます。

第1件目の質問につきましては、公共事業の入札の流れを問うということでお伺いしてまいります。大変細かいことを伺うので申し訳ありませんけれども、平成30年、令和元年、令和2年度の各3年の公共事業の予定価格というんですか、それを4段階に分けての公告件数、これを大体教えていただければと思います。1,000万円未満、1,000万から5,000万未満、5,000万から1億未満、それと1億円以上ということを第1の質問でお伺いいたしますので、よろしくお願ひします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 中島議員の質問にお答えをいたします。

町の建設工事は、業務委託及び物品の製造等の契約は、みなかみ町財務規則、みなかみ町建設工事執行規則、みなかみ町請負業者選定委員会規程により執行をしております。請負業者選定委員会の委員長を副町長が務めておりますので、これからの答弁は副町長に答弁をさせますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 私のほうから答弁させていただきます。

まず、公告件数なんですけれども、今、中島議員がおっしゃられました、それぞれの区分ごとなんですけれども、該当するものが年度によってはないものもありますので、あるもののみを報告させていただきます。

町の建設工事や業務委託及び物品の製造等の公告件数でございますが、平成30年度では5,000万円以上1億円未満が4件、1,000万円以上5,000万円未満が40件、1,000万円未満が67件の計111件です。令和元年度では、1,000万円以上5,000万円未満が39件、1,000万円未満が109件の計148件です。令和2年度なんですけれども、まだ年度途中でございまして、昨年12月末で1億円以上が2件、5,000万円以上1億円未満が4件、1,000万円以上5,000万円未満が34件、1,000万円未満が62件の計102件となっております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） その中で今日お伺いするのは、落札率というのを伺うことなので、令和元年度に限って公共事業、これは公共事業といってもいろいろあると思えます。建設土木工事あるいは業務、物品と、そういったものがあると思うんですけれども、それに対する平均価格、落札額というのが分かったら教えていただけますか。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 落札率ということによろしいでしょうか。

12番（中島信義君） 落札率でいいです。

副町長（宮崎育雄君） 予定価格に対する令和元年度の落札率は、建設工事が97.2%、委託業務が86.9%、物品の製造等が86.2%でございました。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 我々が議会中、よく入札等で書いてある落札率を聞きますと、大体95%前後と聞いております。今聞いたところによると、八十数パーセントということもあります。昨日の議会の中での学校の物品等については、相当低い落札率というんですか、そういう数字が出ておりました。これはいろいろまちまちだと思いますけれども、これは聞いたところによるからですけれども、県の事業は大体落札率は予定価格に対して10%ぐらいを見ていると。それは工事によって多分違うんですけれども、そんなふうにお聞きしました。みなかみ町はこういった形である程度落札率の幅があるという認識を理解いたしました。

その中で、次に進めていきますけれども、昨年の2月に日本に上陸した新型コロナウイルス、これは各方面へ多大な影響が出ております。普通考えると、公共の事業にこのコロナが関係することはそうないと思うんですけれども、当町ではこういったコロナ禍によって公共事業に影響が出ているかということがまず1点。それと、公共事業の予定価格と最低価格はどのように設定しているのかをお伺いします。この2点をお願いします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） お答えします。

まず1点目のコロナの関係なんですけれども、これは一般的に海外からの輸入品の調達に遅れが出ているようでございます。このため、輸入部品を利用している資材の納期の遅れが一部見受けられますが、国内での生産資材の調達が中心となっている、いわゆる公共事業の中心となっています土木工事においては、大きな影響が出ていないような状況でございます。

それから、2点目の予定価格、最低制限価格の関係なんですけれども、予定価格は工事担当者が設計した設計金額を基に、予算執行者、町長が決定をしております。最低制限価格は、みなかみ町最低制限価格制度実施要領に基づき、建設の工事のみで設けております。この具体的な算出方法なんですけれども、ちょっと具体的に申し上げますと、直接工事費に10分の9.5を乗じた額、共通仮設費に10分の9を乗じた額、現場管理費に10分の8を乗じた額及び一般管理費に10分の5.5を乗じた額の合計を基本として、予算執行者、町長が決定をいたします。なお、最低制限価格、それから予定価格ともに入札後に公表しているという状況です。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 工事価格の積算方法、これは設計者、あとは行政担当者、あとは請負する会

社等々がその積算方法をしていくと、ほぼそんなに差が出てこない、そういうふうになっております。したがって、そうしてみると、過去には100円入札だとか1円入札だとかそういうのがありましたけれども、先ほど落札率が95%前後というのは大方納得がいくと思います。

しかしながら、入札をして落札というのは、ある意味一番安い価格を提出した人に落札させるということになると思いますけれども、これについては内容によってはいろんな問題が出てくるというのが、これからの質問の中には出てきますけれども、そういうことでなるべく高い落札率でよい事業をやってもらうというのがこの入・落札の基本じゃないかと、そんなふうには私は思います。したがって、落札率が70%だ、あれ、60%だと、そういうふうになっていいとも思いません。公共事業をやっている中で、これは町も責任、要するに発注者側の責任もありますし、もちろん工事を請け負った施工者側にもそれなりの責任を負わされるわけですから、その落札率、落札額によって、よい仕事をしてもらうのは基本だと思います。

そんなことから、次に、今こういったIT時代が進んでいる中で、町として入札方法、これはいろいろ我々が認識している中では、役場に、庁舎に集まってもらって入札札を入れて、それで落札してもらうというのが基本だと思いますけれども、現在はそのほかにいろいろな電子入札だとか、あるいは随意というのもあります。これは入札じゃありませんけれども、随意で、あるいはプロポーザルで企業を決めていくと、そういうのがあろうと思います。これらについての割合が分かったらそれぞれ教えてもらっていいですか。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） お答えします。

まず、入札の方法なんですけれども、平成28年度から群馬電子入札共同システムにより電子入札を導入しております。しかし、電子入札の登録を行っていない業者もあり、個別に入札書を持参して提出する場合もございます。この場合は、入札書を受け取った担当者がシステムに直接入力して電子入札として取り扱います。

なお、令和元年度の建設工事における割合なんですけれども、電子入札で入札をしたものが80.5%、直接紙で提出したものが19.5%でございました。また、入札の種類別の割合なんですけれども、指名競争入札が144件、52.9%、公募型指名型プロポーザルが4件、1.5%、随意契約が124件、45.6%というような実績でございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 今の時代、こういった電子入札が主流になってきているというのはいずれも。とすれば、一々役場本庁舎に来て入札しなくても、また人を集めなくてもいいというような時代になっていると思います。その中で、今後、町としてこの入札方法を、一定の方向というんですか、どのような方向で検討しているのかをお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 副町長。

(副町長 宮崎育雄君登壇)

副町長(宮崎育雄君) お答えします。

県外、あるいは周辺の市町村の状況等も調査した上で、今後は建設工事に限って電子入札を完全にやっていきたいということで考えております。令和4年の4月から電子入札のほうに完全に移行したいということで、今、準備を進めております。

議長(山田庄一君) 中島君。

(12番 中島信義君登壇)

12番(中島信義君) 建設工事を主に電子入札ということで、その他についてはこれで今までどおりということで認識していきます。この電子あるいは紙、そういったベースの中でこの入札をしていくわけなんですけれども、先ほど指名競争入札、あるいは随意だとかプロポーザルについて何件という話が出ました。この中で、入札に参加できる内容かちょっと伺っていきたくなんですけれども、一般競争だとか指名競争、そのほかに随意だとかプロポーザルがあるんですけれども、これについては資格とするのはフリーでやるのか、あるいは事業価格でやるのかを分かればお伺いしたいんですが、大丈夫ですか。

議長(山田庄一君) 副町長。

(副町長 宮崎育雄君登壇)

副町長(宮崎育雄君) 町の入札に参加するための手続、あるいはその条件等、あるいはまた工事の発注の規模によってどうなのかというような質問でよろしいでしょうか。

12番(中島信義君) はい。

副町長(宮崎育雄君) まず、町の建設工事等に参加するためには、競争入札参加資格申請受付システムから電子申請を行い、添付書類を県へ郵送していただきます。県の受付、審査及び受理後、町の請負業者選定委員会により、適格及び等級別格付審査を行い、町の競争入札参加資格者名簿に登録をされます。この申請に当たり必要になるものなんですけれども、種類ごとの建設業許可、経営事項等の総合評価による客観的事項の審査結果などです。

町の請負業者選定委員会では、登録された業者について、経営事項、審査結果の総合数値及び主観点の数値を合計して工種別の等級別の格付を行います。A、B、Cと具体的にありますが、ちょっと具体的に申し上げますと、まず、土木一式工事なんですけれども、Aランクが総合数値が850点以上、Bランクは650点以上850点未満、Cランクは650点未満というふうに分けております。現在なんですけれども、町内の土木一式業者31社の登録がありまして、Aランクが6社、Bランクが10社、Cランクが15社というふうになっております。

続きまして、もう一つ建築工事でランク付けをやっぱりしているんですけれども、Aランクは総合数値が730点以上、Bランクは600点以上730点未満、Cランクは600点未満ということで、現在15社の登録がありまして、Aランク5社、Bランク8社、Cランク2社というふうな格付になっております。

議長(山田庄一君) 中島君。

(12番 中島信義君登壇)

12番(中島信義君) 今、ランク別のA、B、Cをお答えいただきました。とすると、Aランクの

会社、6社ということで出ていますけれども、Aランクの会社に認定されたところは全ての事業に入札可能ということですのでよろしいでしょうか。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） Aランクだけということではなくて、一応規模別にランクを決めておりますので、その辺についてお答えしてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

副町長（宮崎育雄君） Aランクだけではなくて、Bランク、Cランクに対しても事業費を設定しておりますので、その辺も含めてお答えしたいと思うんですけども。

（「はい」の声あり）

副町長（宮崎育雄君） 土木一式工事の場合なんですけれども、Aランクが2,000万円以上、Bランクが500万円以上2,000万円未満、Cランクが500万円未満。それから建築工事なんですけれども、Aランクが3,000万円以上、Bランクが500万円以上3,000万円未満、Cランクが500万円未満となっております。ただ、災害復旧等、小規模な工事もあるんですけれども、これについては特別な事情というのもありますので、その場合にはAランクでもBランク、Cランクの工事に参加ができる、あるいは逆にCであってもBランクの工事に参加できるというような場合もまれにございます。これは災害等、地域の特殊性を考慮してそういうような措置を行っているところでございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 先ほど入札資格ということを県にまず申請するというお答えが多分あったと思うんですが、これは以前からもそういうことでやっていたのか、どんな少額の事業でもそういう資格を得るために県に連絡をして資格を得るという手順になるんですか、その辺お願いします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 昔のことはよく分からないんですけれども、取りあえず電子申請のシステムになってからの話だと思うんですけれども、基本的に町の入札に参加するためには登録をしていただくということが大前提になります。したがって、登録をしていない業者については、入札に参加できないということだと思います。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） ここまででいろんなことを聞いてきた中で、大体が入札、そして入札の資格だとか落札についてのあれが出てきたわけなんですけれども、これについてはふだん我々は町内を歩いていても、こういう部分についてはなかなか関心を持たないのが現実だと思います。その中で、今日こういう形を聞いて認識を新たにしたことになります。

そして、次の質問に入っていきますけれども、我々議員は、日々いろんなところへ車を走らせて、いろんな工事現場等々を通過することがあると思います。その中で、よく工

事現場の内容を記した看板等を見かけます。そしてそこへ共同企業体、J Vというのを見かけることが多々あります。その中で、町が出す公共事業のJ Vの必要性、あるいはその条件、これをまず1点伺いたいと思います。

それと、県の事業については、その看板のところに事業の請負金額がほとんど表示されておるとおもいます。これを町として、町の事業はこの請負金額の表示についてはどのような考えを持っているか、お答え願いたいと思います。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） まず初めにJ Vの関係なんですけれども、比較的大きな工事規模となる場合や、技術的難易度の高い、そういった土木工事、あるいは建築工事などの発注に当たっては、共同企業体を活用して進める場合もございます。ですから、こういったことを判断してJ Vで申請してくるものについては認めるというようなことでございます。

それから、この前提となりますのが、一般競争入札を前提としまして、一応5,000万円以上は一般競争入札でやることになっておりますので、そういった場合はこのJ Vの活用というのが多いんだというふうに思います。それからこの場合なんですけれども、共同企業体となる構成業者には、通常の入札への参加資格と同様に、町へ資格審査、申請書を提出していただきます。その後、この申請書の適格審査を行いまして入札に参加できるというような仕組みになってございます。

それから、請負金額の表示なんですけれども、これは原則、業者には表示をするよう指導しております。ただ、小規模な本当に小さい工事については、表示をされないというような事例も見受けられているようでございます。しかしながら、基本的には表示をしてくださいということで、発注者の担当課からは指導をしているところでございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 5,000万円以上、できるならばJ Vというような話がありました。多分町内の小企業者、そうするとなかなか1社で5,000万円という大きな金額事業を取ることにはできないというふうに思うんですけれども、その中で、大きな予定価格をされた工事・事業については、町でいう大手の企業とそういう中小の企業を組ませてJ Vを組ませると。これについては、町主導でJ Vを組ませるのか、あるいは請負会社側からJ Vでお願いしますとかという手法というんですか、そういうのはどうなんでしょうか。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） お答えします。

主に一般競争入札でやる場合なんですけれども、一般競争入札ですから告示をいたします。そのときに企業体の条件等をその中に入れておりますので、その条件を見て、企業体を組んだほうがいいというふうに業者のほうで判断すれば、企業体として参加をするということだと思えます。ですから、町からの指示とかそういうのは具体的にはございません。共同企業体を組む場合にはこうしてくださいという条件は設定しております。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 企業体については今のようなことで、企業側からこれは個人の内容によって組みたいということで手を挙げてくると、そういうことだと思います。

それと同時に、当然企業体でなくて単社で、1社で事業をすることも当然あると思います。これはそれなりの企業側の実力というんですか、そういう可能性がある会社はそれでやっていくと思います。しかしながら、みなかみ町に大小合わせると相当な数の会社があります。その小の会社を使うには、結局企業体でそこへ入れるか、あるいは1次下請、2次下請でそこに入っていきかないと思います。そういった企業をある程度育てるのも町の一つの責務じゃないかと、そんなふうに認識いたします。

それと、請負契約の表示ということの話が出ましたけれども、基本は表示するというふうになっております。これについては、気がついた時点でまたおのおの担当する部署で、気がついたところでそういう部分は進めてもらえばいいと思います。

次にまた入ります。

公共事業の公告なんですけれども、これについてはどのような方法で出すのかということをもたお伺いしていきたいと思います。

まず、こういう事業をやりたいといったときの公告は、一定の期間、偶数の月に出すとか、あるいは奇数の月に出すとか、そういうようなこともあると思いますけれども、またそれは整えば随時出すというのかをお伺いします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 建設工事の場合なんですけれども、この公告は設計などの条件が整ったものから随時発注をしております。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 次に、そういった事業の工期についてはどのように決めているのかということと、どんな事業でもそうなんですけれども、施工の管理、これについてどのような形で進めているのか、お伺いします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） まず、工期でございますが、工事費等に基づいた群馬県の歩掛かりの標準工期により定めております。

それから、次に施工管理なんですけれども、通常の土木工事では担当職員が管理をするということが一般的ですけれども、トンネルあるいは橋梁、それから建築工事等、特に専門的な知識が必要となる工事については、外部に施工管理を委託する場合もございます。

実績なんですけれども、令和元年度で建築工事が1件ございました。令和2年度では、学校関係で大分工事を出しておりますので、建築工事で6件、今までにあります。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 古い話になって申しわけないんですけども、2008年に阪神淡路大震災で高速道路の支柱が十何基倒れたというのは多分記憶に残っていると思いますけれども、そのときに、さほど社会であれになったわけじゃないんですけども、なぜあんなったかというのを検証したある人がいたわけなんですけれども、当時は請負金額、例えばの話ですよ、1億円で受けたときに、それは元の会社は1億円で受けましたけれども、2次下請に出すときには多分20%、30%カットして出すと。そうすると、その会社はまた仕事するわけじゃなくて、その次の会社、要するに3次下請の人がやるときにはそれからまた20%引かれるとなると、最初の1億円という金額が出たところを5,000万円でやれと言われたらどうなりますか。その手抜き工事があったということが指摘されていました。結局鉄筋をあの柱に200本入れなさいという元の設計の工事の方法が、2次下請、3次下請になったときには3分の2になってしまったというようなことも、完全な推移じゃありませんけれども、そういうような事例があったと。で、ああいうような現象が起きたというふうにも、でっかく が入ったと聞いたことないですか、逆に。以上、そんなようなことがありましたので、この施工管理をいうことを重視して伺いました。

土木関係はそれぞれの担当する部署がそれなりに管理をしていくということで、今はさほどのそういった手抜き工事というのは多分ないと私は見ております。また、ないようにしなければならぬと。これはもちろん発注者側にもその部分というのは責任が生じてきますので、その辺はしっかりと進めてもらうようお願いいたします。

その中で、学校関係、これは個別になりますけれども、学校関係が今、月夜野中学校で図書室の工事を進めております。唯一今、みなかみの中で施工管理を看板に出しているところは多分あそこだけじゃないかと思われまますので、施工管理をしている状況をお伺いしますので、よろしく申し上げます。

議長（山田庄一君） 学校教育課長。

（学校教育課長 高橋康之君登壇）

学校教育課長（高橋康之君） お答えいたします。

月夜野中学校の図書室の工事につきましては、工事の発注と併せまして、設計を委託した業者に施工管理についても委託をしております。管理の内容といたしましては、それぞれの工程管理の確認、工事で採用する部材等の品質検査、それぞれ工事の工程ごとの中間の検査などをお願いしている状況でございます。

以上です。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 内容については分かりました。

次に進めていきます。

町で発注する事業の工種というのはどんなものがあるか、教えてください。

議長（山田庄一君） 副町長。

(副町長 宮崎育雄君登壇)

副町長(宮崎育雄君) 工種ということでございますので、建設工事の内訳を申し上げます。全契約件数104件のうち、土木工事一式が70件、67.3%、建築一式工事が5件、4.8%、舗装工事が19件、18.3%、機械器具設置工事が4件、3.8%、管工事が2件、1.9%、水道施設工事が2件、1.9%、電気工事が1件、1%、解体工事が1件、1%でございました。

以上です。

議長(山田庄一君) 中島君。

(12番 中島信義君登壇)

12番(中島信義君) 我々には工種といういろいろな種類があって、なかなか理解できないものもあるわけですが、今答弁いただいたような内容が出てきたということでもあります。

次に、これに入っていきますけれども、これは土木関係が主だと思いますけれども、交通誘導関係をお聞きします。交通誘導、今我々が一般的に道路を通るときに、信号対応、あるいは警備員対応等が多分されていると思いますけれども、これの対応についてはどうしているのかということと、また、これらの費用は事業費に含まれているのか、あるいはその後に最後終わったときの実績で精査するのかをお聞きします。

議長(山田庄一君) 副町長。

(副町長 宮崎育雄君登壇)

副町長(宮崎育雄君) お答えします。

基本的には、信号機対応とするか、あるいは誘導員を配置するかについては、現場ごとに交通量、緊急道路、あるいは迂回路の有無など、道路利用者に支障が生じないように総合的に判断し、決定されているということでございます。特に、誘導員の配置については、発注者が必要と判断した場合は、当初か精算を問わずその費用が事業費に積算されるという仕組みになってございます。

議長(山田庄一君) 中島君。

(12番 中島信義君登壇)

12番(中島信義君) ということは、観光地みなかみにとっては、時期的にここはそういう誘導員が必要だということについては、工事費に含まれるという解釈でよろしいでしょうか。

議長(山田庄一君) 副町長。

(副町長 宮崎育雄君登壇)

副町長(宮崎育雄君) 発注者、いわゆる町の工事について、町側がそういうふうに判断した場合に限って積算に反映されるということでございます。

議長(山田庄一君) 中島君。

(12番 中島信義君登壇)

12番(中島信義君) 次に、最近人手不足というのをよく耳にします。この人手不足、これは技術者不足とっていいんですか、今法律でそういった技術者がいなければ、ある程度一定の金額以上の事業についてはその現場が持てないというようなことがありますけれども、その人手不足等によって落札後に契約に至らなかった事案が起きたことがあったかないか

だけでいいですけども、お願いします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 落札後に契約に至らなかった案件はございません。ただ、入札で不調となった件が2件ございまして、これについては時期等が大分重複してしまったということもありまして、再度その時期等の設計を見直しまして入札をしましたところ、2件とも落札になっております。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 次にまた質問いきますけれども、次にコストによって違いはあると思いますけれども、契約した事業費の支払い、これはどのようにしているか、お伺いします。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 建設工事に限って申し上げますと、契約金額が100万円以上となる場合は、請負業者は前払金として契約額の10分の4以内の額を請求することができます。この場合には、当然請求されれば町が払うということでございます。そして、残金は工事完成後、完成検査を行った後に請求により支払っているということでございます。当然、工事規模によりましては、途中費用が必要となる場合がございますので、その場合には部分払いもしているというところでございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） 質問としては最後になりますけれども、昨年9月に大雨によってかなりの箇所の災害が発生しております。一々1か所か2か所が入札、あるいは落札というのは多分ないと思いますけれども、このような案件についてはどのような発注方法を、細かくでいいですからお答えいただければと思います。

議長（山田庄一君） 副町長。

（副町長 宮崎育雄君登壇）

副町長（宮崎育雄君） 農地災害等、小規模な箇所が多数あるものをどのようにして扱うのかと、そういう意味だと思うんですけども、こういった場合にはある程度地域ごとに集めて、一つの工事として扱って発注をしているという状況でございます。

議長（山田庄一君） 中島君。

（12番 中島信義君登壇）

12番（中島信義君） いろんな内容をお伺いいたしました。これらを我々も一つの勉強として、今後の活動に進めていければと、そんなように思います。

これは質問ではありませんけれども、毎年百数十件を扱う公共事業をやっています。それらの財源は全て税金です。やはり税金というのは1円たりとも無駄に使わないというのが基本だと思います。その税金を大切に使って、よりよいものをより安く調達してもらうのが公共事業に求められている行政だと思います。

そして、全てにおいて透明性、競争性、そして公正性、あるいは経済性、こういったものを重視していくことが求められると思います。近隣の自治体で昨年公共事業関係の不祥事が明るみに出ました。これは人ごとではないと思います。当町の担当者も襟を正し、ひもを締め直して事に当たっていただくことを強く望みまして、1問目の質問は終わりたいと思います。

2問目の質問に入らせていただく予定でしたけれども、1問目の質問が時間をオーバーしてしまったので、申し訳ないんですけども、事前にいろんな資料をそろえてもらったり教えてもらった担当課については申し訳ありません、本当に。次回の質問したいときにまたお願いしたいと思います。本日私が質問させていただきまして、答弁いただきましたことを御礼申し上げまして、私の質問は終わります。

議長（山田庄一君） これにて12番、中島信義君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（山田庄一君） お諮りいたします。

明日3月4日から11日までの8日間は議案調査のため休会したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日3月4日から11日までの8日間は、休会することに決定いたしました。

散会

議長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第2号に付された案件は全て終了いたしました。

本日、本会議終了後、午後1時より議会全員協議会を開催しますので出席をお願いいたします。

4日には、午前9時より予算連合審査会を開催いたします。

5日には、午前9時より総務文教常任委員会を開催いたします。

8日には、午前9時より厚生常任委員会を開催いたします。

9日には、午前9時より産業観光常任委員会を開催いたします。

10日には、午前9時より議会だより編集特別委員会を、午後1時より月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会を開催いたします。

最終日12日は、午前9時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

(1 1 時 5 8 分 散会)